

1. 修 業 年 限 と
在 学 年 限

- ① 一般入学生の修業年限は、4年です。在学年限は、休学期間を除き、8年を超えることはできません。
- ② 編入学、転入学及び再入学の学生は、在学すべき年数（3年次編入学の場合は2年）の2倍に相当する年数を超えて在学することはできません。

2. 休 学

疾病その他特別の理由により、3ヶ月以上出席することができない学生は、許可を得て復学を前提に休学することができます。

(1) 休 学 期 間

休学期間は、3ヶ月以上1年以内とし、休学期間の満了日は当該年度末の3月31日となります。ただし、特別な理由があると認められる場合は、休学期間の満了日を前期末とすることができます。休学期間は、修業年限及び在学年限に算入されません（休学者は、原級留置となります）。

(2) 休学期間の延長

休学期間は、(1)のとおりですが、特別の理由がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を許可する場合があります。

(3) 通算休学期間

休学期間は、通算して4年を超えることはできません。

(4) 休 学 手 続

休学を希望する場合は、教務課で「休学願」（所定様式）を受け取り、必要事項を記載し、押印のうえ、教務課へ提出してください。

なお、疾病等による休学の場合は、診断書を添付してください。

(5) 休学手続期限

休学開始希望日の1ヶ月前までに書類を提出してください。

(6) 休 学 に 伴 う
授 業 料

休学が許可された場合、休学期間の授業料を免除します。ただし、施設設備資金は、免除の対象になりません。期を越えて（前期から後期）休学をした際には、施設設備資金は、別途納入してください。未納となった場合は、学費未納者として取り扱いますので注意してください。

なお、当該期の授業料及び施設設備資金（以下「授業料等」という。）が未納の場合は、休学は許可されません。

(7) 休 学 に 伴 う
単 位 認 定

休学が許可された場合、当該期の開講授業科目の単位は、認定されません。

3. 復学
- 休学の理由が解消して復学を希望する学生は、許可を得て復学することができます。
- 復学日は、休学期間満了の翌日とします。
- (1) 復学手続
- 復学を希望する場合は、教務課で「復学願」（所定様式）を受け取り、必要事項を記載し、押印のうえ、教務課へ提出してください。
- なお、疾病等の治癒による復学の場合は、診断書を添付してください。
- (2) 復学手続期限
- 復学希望日の1ヶ月前までに書類を提出してください。
- (3) 復学に伴う授業料
- 復学が許可された場合、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月までに納付しなければなりません。
4. 退学
- 疾病その他の理由により、退学を希望する学生は、許可を得て退学することができます。
- ただし、当該期の授業料等が未納の場合は、退学ではなく除籍となります。
- (1) 退学手続
- 退学を希望する場合は、教務課で「退学願」（所定様式）を受け取り、必要事項を記載し、押印のうえ、教務課へ提出してください。
- なお、疾病等による退学の場合は、診断書を添付してください。
- (2) 退学手続期限
- 退学希望日の1ヶ月前までに書類を提出してください。
5. 除籍
- 次に該当する学生は、学則第35条に基づき除籍となります。
- ・ 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - ・ 所定の在学年限を超えた者
 - ・ 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
 - ・ 長期間にわたり行方不明の者